附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条、第五十二条、第五十四条第四項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十九条（第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十八条、第七十七条及び第百四十二条の規定並びに学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十四条の二の規定に基づき、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（［　］で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四条　［略］ ［②］　前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。 一　［略］ 二　通信教育連携協力施設（高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第三条第一項に規定する通信教育連携協力施設をいう。第五条第三項において同じ。）に関する事項 ［号を削る。］ ［③］　［略］ **第五条**　［略］ ［②］　［略］ ［③］　高等学校の広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）の通信教育連携協力施設ごとの定員（高等学校通信教育規程第四条第二項に規定する通信教育連携協力施設ごとの定員をいう。）又は私立学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、前項の書類のほか、経費の見積り及び維持方法を記載した書類並びに当該変更後の定員又は収容定員に必要な校地校舎等の図面を添えてしなければならない。	**第四条**　［同上］ ［②］　前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。 一　［同上］ 二　通信教育について協力する高等学校に関する事項 三　通信制の課程を置く高等学校又は前号に規定する高等学校以外の施設で高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第二条第一項に規定する面接指導又は試験を行う場合の当該施設に関する事項 ［③］　［同上］ **第五条**　［同上］ ［②］　［同上］ ［③］　私立学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、前項の書類のほか、経費の見積り及び維持方法を記載した書類並びに当該変更後の収容定員に必要な校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

別表三の二（第十一条の三関係）

別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	特定分別基準適合物	率
別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の四〇
	第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の二五
別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	特定分別基準適合物	率
別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の四〇
	第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の二五

別表三の二（第十一条の三関係）

別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	特定分別基準適合物	率
別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の五〇
	第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三〇
別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	特定分別基準適合物	率
別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三五
	第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の二〇